

議案第61号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて議決を求める。

令和6年8月28日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市第2079号）の一部を次のように変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第4条関係） 1 [略] 2 <u>資格確認書等</u> の引渡し 3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付 4～6 [略]	別表第1（第4条関係） 1 [略] 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 4～6 [略]

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。